## 平成30年第1回市議会定例会において不採択となった陳情

番	号	陳 情 第 25 号	受理年月日	平 29. 9. 14		
件	名	鹿児島中央駅東口バス乗り場の改善について				
結	果	平成 30. 3. 22 第 1 回定例会で不採択				
付託委員会		総務消防委員会				

## (委員会における審査経過)

本件は、鹿児島中央駅東口バス乗り場について、港方面(桜島桟橋・水族館前、北埠頭、 ドルフィンポート、南埠頭、高速船ターミナル、鹿児島新港)行きの乗り場をほかと区別 してまとめるなど、利用客にとってわかりやすいバス乗り場とするため、関係機関が協議 を進めるよう鹿児島市として促すことについて要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、鹿児島中央駅東口バス乗り場については、平成16年3月に供用開始され、28年度の調査によると、現在23のバスバースに、到着便を除き1日当たり約2,300便の路線バスが乗り入れている。当該バスバースの整備に当たっては、12年9月に設置された「鹿児島都市圏交通対策協議会西鹿児島駅総合交通ターミナルに係る関係者会議」等において協議が行われ、その中で、乗り場の配置については、鹿児島県バス協会において事業者の意見をまとめることとなり、同協会において「利用者が多く、便数の多い路線を外回りとする」などの基本的な考え方のもと、配置案が検討されたところである。また、供用開始後に、空港連絡バス及びシティビュー等の乗り場が移設されているが、これについてもバス事業者等で調整されたものであり、このように乗り場の配置については、県バス協会やバス事業者間において協議・調整され、現在の配置となっている。

本市としては、これまで、関係部局と連携してバス乗り場の案内板を設置しているほか、本市も参画している県公共交通総合案内システム運営協議会において、当該バス乗り場に係る大型の案内看板を設置するとともに、日本語と英語による2カ国語の案内リーフレットを作成するなど、案内の充実に努めている。また、28年度に見直しを行った本市公共交通ビジョンに、鹿児島中央駅における「公共交通案内所等の検討」を新たに位置づけたところであり、現在協議開始に向けた関係機関等との調整を行っているところである。なお、路線バスに関して、市民等からの意見等が本市に寄せられた場合については、これまで関係機関や事業者に対して、その内容を伝えてきているところであり、今後においても、当該バス乗り場がより利用しやすいものとなるよう関係機関とも連携を図りながら取り組んでいきたいと考えている。

なお、今回の陳情に対して、県バス協会の見解を伺ったところ、「当該バス乗り場の配置 については、長年の議論を重ねて、最もベターとなったのが今の配置であり、バス乗り場

の再編は混乱を招く恐れがある。また、乗り場の再編に関する意見は、当該陳情者を除き、
利用者やバス事業者などからは聞いていない」とのことであったとの説明がなされた。
委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を
踏まえた場合、陳情の趣旨に沿いえないものとして不採択とすべきものと決定。

L

番	号	陳 情 第 24 号	受理年月日	平 29. 9. 1		
件	名	サッカー等スタジアムの整備地について				
結	果	平成 30. 3. 22 第 1 回定例会で不採択				
付託委員会		産業観光企業委員会				

## (委員会における審査経過)

本件は、本市が整備を検討しているサッカー等スタジアムの整備地として、旧郡山町(鹿児島県町村土地開発公社郡山町支社)が企業誘致のために取得、造成し、現在、大阪市に本社がある積水樹脂株式会社が所有する未利用地(鹿児島市郡山岳町 1115 番地8外、約16~クタール)を活用されるよう要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、本市では、平成 29 年 2 月に策定した第五次総合計画後期基本計画の中で、「サッカー等スタジアムの整備」が位置づけられたことから、同年 3 月に「サッカー等スタジアム整備検討協議会」を設置し、スタジアム整備に向けて立地条件などを含む基本的な事項等について協議を進めてきた。

同協議会は、学識経験者、スポーツ界、経済界及び行政関係者などから 13 人の委員で構成されており、同年 3 月、6 月、8 月及び 10 月の計 4 回の同協議会で、サッカー等スタジアムの整備について、その必要性や課題への対応等に関する協議を行った後、12 月の第 5 回協議会で「サッカー等スタジアム整備に関する提言書」を取りまとめ、30 年 1 月に協議会会長から市長に「提言書」を提出したところである。

同提言書では、はじめに、さまざまなスポーツがある中で、地域振興の柱にふさわしいものとして、「地域に根付き、持続的に市民県民に愛され、支持されることが期待できること」、「アマチュアからプロまで幅広い層で関わりがあること」、「集客力が見込まれ、地域や経済の活性化に効果が見込まれること」の3つの条件を満たすことが必要であり、これらの条件を全て満たすものとしてサッカーが挙げられるが、鹿児島のスポーツの現状を踏まえると、鹿児島市がスポーツを通じたまちづくりを図るためには、サッカーを中心として進めることが有効であるとしている。

次に、サッカー等スタジアム整備の必要性については、鹿児島市がサッカーの可能性に着目し、「地域の活性化」や「市民生活の豊かさ向上」につなげていくためには、「地域のさらなるサッカー等スポーツの振興」など4つの観点から進めていくことが重要であり、現在、屋外でプロスポーツの興行が可能な唯一の施設である鴨池陸上競技場が利用過多であることや、施設面の現状を考慮すると新たなサッカー等スタジアムの整備が欠かせないとまとめられている。

また、スタジアム整備に向けた基本的な考え方については、①立地条件としては、鹿児島市の将来の発展に寄与するスタジアムとするため、集客性・収益性の観点から「都心部」に立地することが最も望ましい。②機能としては、観て・楽しめる「快適性」や多用途に

活用できる「多様性・効率性」を備えることが望ましい。③複合的な用途としては、年間を通じて「稼働率が高く」、「収益性」又は「公益性」のある用途との組み合わせが望ましい。④整備・管理運営手法としては、官民連携による「オール鹿児島」での取り組みとするため、可能な限り民間の資金や経営ノウハウなどを生かすことを前提として、鹿児島の実情に最も適した手法を選択することが望ましいとまとめられている。

このほか、新たなスタジアムの整備に当たっては、官民が連携し、知恵を出し合って取り組むことが重要であること、また「付言」として、立地については、さまざまな視点から慎重に検討することが望ましいことから、整備の可能性など専門的な見地から調査を行うことが望ましいということが付け加えられている。

本市としては、今回の陳情にある郡山地区の未利用地については、いわゆる「郊外」に当たるが、サッカー等スタジアムの立地条件については、既に説明したとおり、協議会において「都心部が望ましい」という提言をいただいていることから、今後の取り組みについても、その方向で進めていくことになるものと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「質疑に対する答弁や提言書に関する説明によると、都心部に整備することが第一の優先事項と受け取れる内容であったと理解している。また、陳情文書表にある陳情の理由等を見ると、陳情者が求めている施設は、県が主体的に考え方を示すべき施設にもなるのではないかとも思料される。したがって、今回のサッカー等に絞ったスタジアム整備にはなじまないのではないかとの判断に至ったことから、本件については不採択としたい。」という意見、「当局としては、スタジアムの立地については、同協議会による提言書を踏まえ、都心部、都心部周辺、副都心、郊外という順位づけをしていることが示され、それはまた、提言書を背景にした考え方であるということが確認できた。このことからも、今回の陳情にある土地については、果たして提言に沿ったものになりうるのか、また、地理的な条件等からしても、付帯する関連施設の整備等に財政支出を行う事業にならざるを得ないこと等を考慮すると、陳情の趣旨には沿いえないという判断をせざるを得ない。しかしながら、市域内にこのように膨大で利活用可能な土地が存在することについては、当局としても、今後何らかの活用を模索することもあってしかるべきと考えることから、そのことを付言し、本件については不採択としたい。」という意見が出され、全会一致で不採択とすべきものと決定。